

# 鳴門市耐震改修促進計画

平成 26年 3月

鳴 門 市



## 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 計画の策定にあたって.....</b>	<b>2</b>
【1】 計画の策定目的 .....	2
【2】 いままでの経緯 .....	2
【3】 耐震化の必要性 .....	2
【4】 計画の位置づけ .....	5
【5】 根拠法及び上位・関連計画、関連事業・制度等 .....	6
<b>第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....</b>	<b>8</b>
【1】 想定される地震の規模、想定される被害の状況 .....	9
【2】 耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定 .....	14
【3】 公共建築物の耐震化の目標 .....	17
【4】 公共建築物の耐震化の情報開示 .....	18
<b>第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 .....</b>	<b>19</b>
【1】 耐震診断・耐震改修に係わる基本的な取組み方針 .....	20
【2】 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要 .....	22
【3】 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 .....	26
【4】 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要 .....	27
【5】 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項 .....	28
【6】 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項 .....	29
【7】 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 .....	29
【8】 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 .....	31
【9】 重点的に耐震化すべき区域の設定 .....	31
<b>第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 .....</b>	<b>32</b>
【1】 地震等ハザードマップの作成・公表 .....	33
【2】 相談体制の整備及び情報提供の充実 .....	35
【3】 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催 .....	35
【4】 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 .....	35
【5】 家具の転倒防止 .....	35
【6】 自主防災組織、自治会等との連携 .....	35
<b>第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 .....</b>	<b>36</b>
【1】 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携 .....	36
【2】 その他 .....	36

<資料編>

はじめに

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに発生した多くの地震により我々の生活は多大な被害を受けています。中でも、平成7年1月17日午前5時46分に発生した「阪神・淡路大震災」<sup>※1</sup>は、地震による建築物の倒壊・火災により多くの尊い人命を奪い、都市に甚大な被害をもたらしました。この地震は、発生時刻が早朝であり、多くの人が就寝中であつたことから、耐震性の低い建築物の倒壊により亡くなられた方が全体の約9割<sup>※2</sup>を占めています。建設省(現国土交通省)の建築震災調査委員会中間報告(平成7年7月28日)<sup>※3</sup>によると、「建築物の被害の傾向をみると現行の耐震基準(昭和56年6月施行)以前に建築された建築物に被害が多く見られ、一方、それ以降に建築された比較的新しい建築物被害の程度は軽く、現行の耐震基準は概ね妥当であると考えられる」と報告されています。

こうした被害状況を踏まえ、積極的に耐震診断を行い、専門家のアドバイスを受けながら必要に応じて耐震改修を行って地震に強い建築物にすることが人命や財産を守ることになり、市民の安全につながります。

こうした状況を踏まえ、同年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行されました。この法律により、耐震診断及び耐震改修の積極的な普及が望まれました。また、その後発生した新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などを受けて、平成18年1月26日には同法が改正され、旧法の特定建築物規模要件の引き下げや、道路閉塞させる住宅・建築物が指導等の対象に追加されました。また、当改正に併せて策定された国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められました。

これを受けて、平成20年3月には、大地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命・財産を守ることを目的として「鳴門市耐震改修促進計画」を策定しました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、津波によって数多くの尊い人命を一瞬にして奪い去った大災害として記憶に新しいところです。

この東日本大震災の発生や今後30年以内に70%程度<sup>※4</sup>の確率で発生すると予測されている南海トラフの地震に備えるため、平成25年11月25日の法改正では、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化され、建築物の耐震化の円滑な促進が図られるなど、建築物の耐震化対策は喫緊の課題といえます。

このため、鳴門市においても、法改正、最新の情報等により耐震改修促進計画の内容を見直し、さらなる建築物の耐震化の促進を図ろうとするものです。

※1 阪神・淡路大震災の概要

平成7年1月17日午前5時46分、マグニチュード7.3、震源の深さ16kmと推定された地震が突如起きた。内陸直下型(活断層)で神戸と洲本で烈震の震度6を記録し、一宮町を含む淡路島をはじめ、神戸・芦屋・西宮・宝塚の一部区域などでは我が国で初めて震度7の「激震」と判定されています。震源地は淡路島の北部、北緯34度36分東経135度02分で、余震は1,800回を越し、有感地震は200回を越しております。地震の特徴は、活断層による大きなエネルギーが一挙に爆発したタイプで振幅は最大で18cmと史上最大の揺れを観測されています。

※2 P3の※7参照(4,831人/5,502人=88%≒約9割)

※3 建設省(現国土交通省)の建築震災調査委員会(平成7年7月28日)による

※4 文部科学省地震調査研究推進本部「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)平成26年1月

## 第1章 計画の策定にあたって

### 【1】計画の策定目的

鳴門市耐震改修促進計画は、改正法第6条第1項に基づき、本市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

具体的には、南海トラフの地震等に備えるため、地震災害に対する建築物の防災対策を推進する上で重要な意味を持つ建築物の耐震改修を促進することで、地震時における建築物の倒壊等による被害の低減を図ることを目的とします。

### 【2】いままでの経緯

平成7年（1995年）1月17日の早朝に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により多数の人命が奪われ、その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

その後、平成17年（2005年）3月20日発生の「福岡県西方沖地震」や、平成19年（2007年）7月16日発生の「新潟県中越沖地震」など大地震が頻発しており、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあり、また、南海トラフの地震について発生の切迫性が指摘され、地震が発生すると甚大な被害が発生するものと想定されています。

このような状況の中、中央防災会議において、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置づけられており、建築物の耐震改修等を推進するために、改正法が平成18年1月26日に施行され、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等を実施することが求められるようになりました。

さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の、平成25年11月25日の法改正では、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなど、建築物の耐震化対策が求められています。

### 【3】耐震化の必要性

地震から生命や財産を守るためには住宅・建築物の耐震化が重要です。
----------------------------------

#### （1）日本全土で地震が多発しています。

「関東大震災」（大正12年（1923年）9月1日発生マグニチュード7.9）から84年を経過し、東南海・南海地震などの大地震発生の切迫性が指摘されています。

一方、大地震発生の可能性が低いといわれていた地方でも、「福岡県西方沖地震」（平成17年（2005年）3月20日発生、震度6弱）、「能登半島地震」平成19年（2007年）3月25日発生、震度6強）及び「新潟県中越沖地震」（平成19年（2007年）7月16日発生、震度6強）が発生するなど、日本はいつでも大地震が発生してもおかしくない状況にあるといえます。

また、南海トラフの地震に関しては、100年から150年の周期をもって繰り返し発生しています。前回昭和南海地震が1946年（昭和21年）に発生していますので、今世紀前半にも発生する危険性があります。南海トラフの地震の震源域を含む南海トラフ全域でマグニチュード8から9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は70%程度とされています。

## (2) 大地震による死因の約9割は建物の倒壊によるものです。

「平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われた。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものであった」<sup>※5,6,7</sup>となっています。一方、9万棟を超える家が全壊し、この倒壊した建築物等から、火災が発生したり、がれきによる避難や救援・消火の妨げになり、被災の拡大をまねきました。

※5：平成18年1月26日施行 改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説(平成18年2月発行) 第6章 参考資料 P210 6.2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号)より引用

※6：消防庁「阪神・淡路大震災 人的被害」から抜粋 最終確定死者数6,434人(兵庫県発表 平成17年(2005年)12月23日神戸新聞)

※7：「平成7年4月24日現在警察庁調べ 警察白書」第1章 第3節 阪神淡路大震災と警察活動から一部転載(表1-10)、家屋全壊93,852棟、家屋半壊106,882棟、表1-11 死者5,502人(内訳 家屋、家具類等による圧迫死4,831人(4,831人/5,502人=88%≒約9割)、焼死体等550人、その他121人)

## (3) 大地震から生命・財産を守るには建築物の耐震化と緊急輸送路の確保が効果的です。

大地震の発生を阻止したり予想することは非常に難しいことです。しかし、大地震の発生による被害を軽減することは可能です。延焼火災の発生、消火・避難活動及び救援活動の遅れ(道路が通行できない)などに対して、住宅・建築物を壊れにくくすること《耐震化》と緊急輸送路の確保は多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な対策であるといえます。

### 1) 耐震化の必要性

阪神・淡路大震災を教訓として、様々な対策が講じられてきておりますが、地震災害発生時に「自身の安全を守る」ことが重要です。また、公共性の高い建築物には、その所有者、従事者の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。

このようなことから、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資する目的で、耐震改修促進法が改正され、建築物等の耐震化を実施することが喫緊の課題となっています。

特に公共性の高い建物の場合には、その所有者自身の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。こうしたことから、耐震改修促進法では不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の所有者に対して、所管行政庁は耐震改修の指導や指示ができるようになっていきます。また、平成25年の耐震改修促進法の改正により平成27年末までに該当する建築物の所有者は耐震診断結果を報告することとなっております。

### 2) 2次災害発生の未然防止

地震発生時には、2次災害の発生を未然に防止することが非常に重要となります。特に密集市街地においては、建築物の倒壊による火災が発生し、更に、風速によっては延焼が広がり被害が拡大し、消防機関による消火活動が困難となることが想定され、死傷者数が増加する可能性があります。

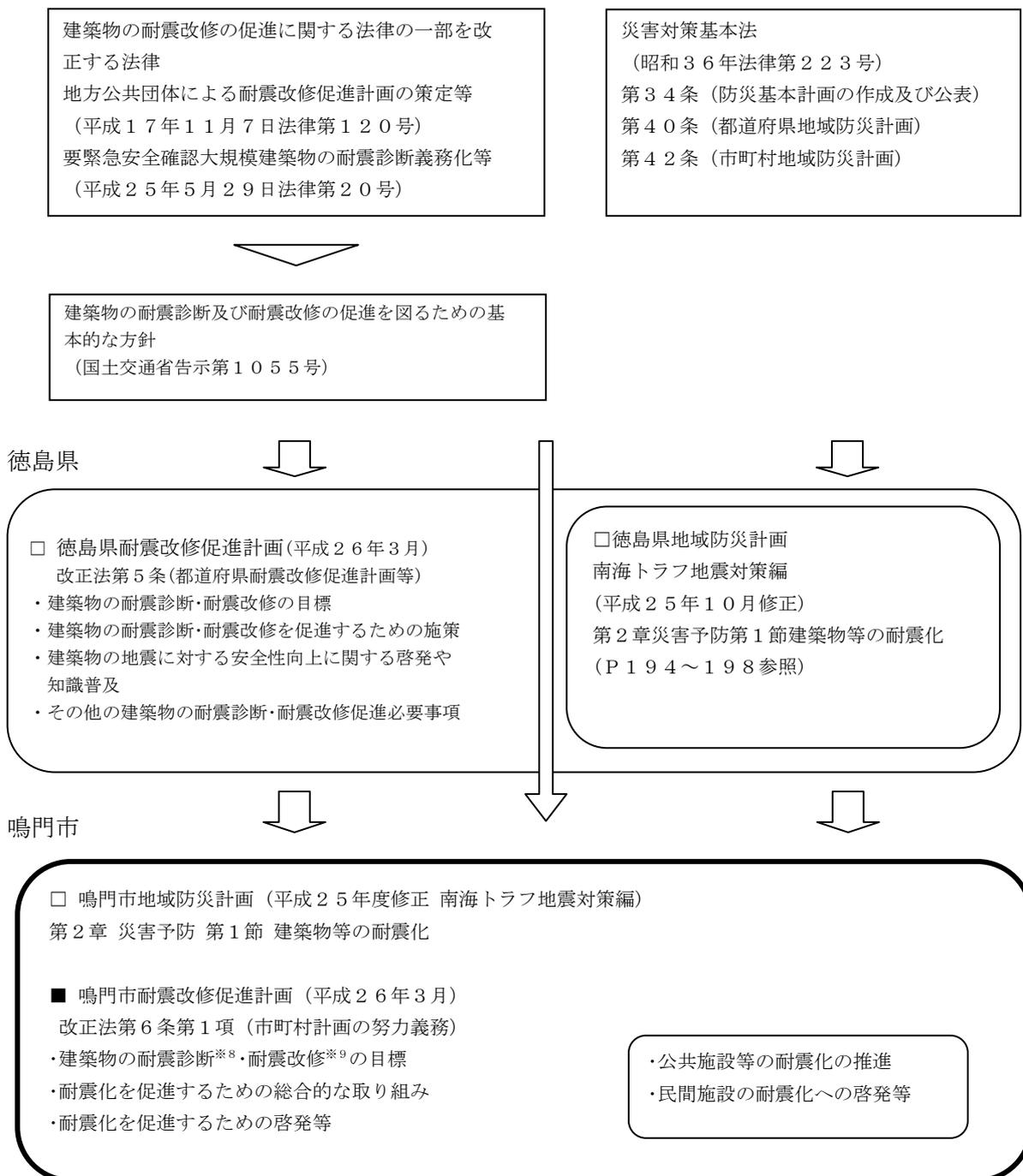
また、同様に建築物の倒壊は、緊急輸送路を閉塞し、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建築物の倒壊を未然に防止し、緊急輸送路を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要な対策となります。

#### 【4】計画の位置づけ

上位の地震防災対策を踏まえ住宅・建築物の耐震化を促進する計画を定めます。

本計画は、「徳島県耐震改修促進計画」(平成26年3月)及び「鳴門市地域防災計画」(南海トラフ地震対策編平成25年度修正)などとの整合を図るとともに、改正法に基づき、本市における住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進する計画として策定するものです。

<本計画の位置づけ>



※8：(耐震診断)既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

※9：(耐震改修)地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築・改築・修繕、若しくは模様替えまたは建物敷地の整備をすること。

## 【5】根拠法及び上位・関連計画、関連事業・制度等

### (1) 根拠法

- 1 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律  
（平成25年5月29日法律第20号）
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針  
（国土交通省告示第1055号）

### (2) 地震発生予測

- 1 南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）  
（平成26年1月 地震調査推進本部事務局）
- 2 今後の地震動ハザード評価に関する検討～2013年における検討結果～  
（平成25年12月20日地震調査研究推進本部地震調査委員会）
- 3 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 平成25年（2013年）1月1日）  
海溝型地震の今後10、30、50年以内の地震発生確率

### (3) 上位・関連計画

[鳴門市]

- 1 鳴門市地域防災計画（共通対策編）（平成25年度修正）
- 2 鳴門市地域防災計画（南海トラフ地震対策編）（平成25年度修正）

[徳島県]

- 1 徳島県地域防災計画震災対策編（平成25年10月改訂）
- 2 徳島県地域防災計画南海トラフ地震対策編（平成25年10月改訂）
- 3 徳島県地震対策行動計画「とくしま-0作戦」（平成25年改訂版）
- 4 徳島県耐震改修促進計画（平成26年3月）
- 5 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成25年7月31日）
- 6 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成25年11月25日）

### (4) 耐震改修促進に関する各種事業、制度等

[鳴門市]

- 1 木造住宅耐震診断支援事業（平成16年～）（まちづくり課）
- 2 木造住宅耐震改修支援事業（平成18年～）（まちづくり課）
- 3 簡易耐震リフォーム補助（平成23年～）（まちづくり課）

[徳島県]

- 1 木造住宅耐震診断支援事業（平成16年～）（住宅課）
- 2 木造住宅耐震改修支援事業（平成16年～）（住宅課）

- 3 住まいの安全・安心なリフォーム支援事業（平成23年～）（住宅課）
- 4 民間建築物耐震化支援事業（平成17年～）（住宅課）
- 5 老朽危険空き家除却支援事業（平成25年～）（住宅課）
- 6 住宅耐震改修促進税制（平成18年～）（住宅課）

※本市及び徳島県の支援制度は、第3章【2】支援策の内容においてP22～26に記述しています。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

上位の地震防災対策を踏まえ住宅・建築物の耐震化を促進する計画を定めます。

### 概要

#### 【1】 想定される地震の規模、想定される被害の状況

- (1) 南海トラフの地震（南海トラフを震源とする地震）
- 1) 今後30年での発生確率：70%程度（南海トラフのどこかで発生する確率）
  - 2) 想定される地震の規模：マグニチュード8～9クラス
- (2) 南海トラフ巨大地震（南海トラフの地震のうち、東海～日向灘のすべての震源域で同時に地震が発生する最大クラスの地震）
- 1) 想定される地震の規模：マグニチュード9.0（地震）、マグニチュード9.1（津波）
  - 2) 想定される震度：震度6弱～震度7
  - 3) 想定される被害（最大）：死者数 約 31,300人  
建物の全壊数 約 116,400棟

#### 【2】 耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定

##### (1) 住宅

平成20年度時点で、居住世帯のある住宅21,480戸のうち、耐震性がある住宅は14,870戸で耐震化率は69.2%となっています。

今後、平成32年度末までに南海トラフの地震発生時の揺れによる「死者ゼロ」を目指すことを目標としている「徳島県地震防災対策行動計画」を踏まえ、倒壊等の恐れのある住宅全ての耐震性向上を目指すため、平成32年度末までに耐震化率100%を目指します。

##### (2) 特定建築物

平成24年3月現在、改正法で定められている特定建築物のうち特定既存不適格建築物の要件を満たす建物は255棟あり、そのうち耐震性がある建物は149棟で耐震化率は58.4%となっています。

このうち、災害時に重要な機能を果たす建築物については、平成32年度末までに耐震化率100%を目指します。

#### 【3】 公共建築物の耐震化の目標

平成25年3月現在で、防災拠点となる市有施設は63施設69棟で、そのうち耐震性がある建築物は28棟あり、耐震化率は40.6%となっています。

防災上重要な拠点となる市有施設については、特定建築物をはじめ全ての施設の耐震化を目指します。

### 耐震化の現状

建物種別	戸数又は棟数	建築年		耐震改修等	耐震化済	耐震化率(%)
		昭和56年(1981年)以前	昭和57年(1982年)以降			
住宅	21,480戸	8,480戸	12,700戸	2,170戸	14,870戸	69.2%
特定建築物	255棟	133棟	122棟	27棟	149棟	58.4%
市有施設(防災拠点等)	69棟	44棟	25棟	3棟	28棟	40.6%

注)住宅戸数は平成20年住宅・土地統計調査報告(総務省統計局)による

## 【1】想定される地震の規模、想定される被害の状況

### (1) 南海トラフの地震

#### 1) 地震規模

『南海トラフの地震』とは、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

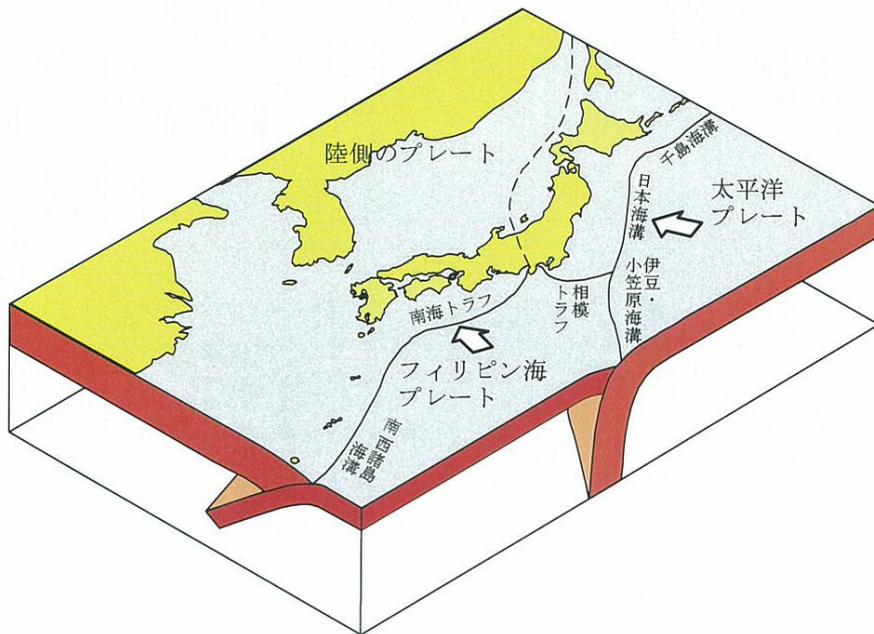


図 2-1 日本列島とその周辺のプレート

『南海トラフの地震』の地震規模と発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

### (2) 南海トラフ巨大地震

表 2-1 南海トラフの地震活動の長期評価 (第二版)  
(平成26年1月)

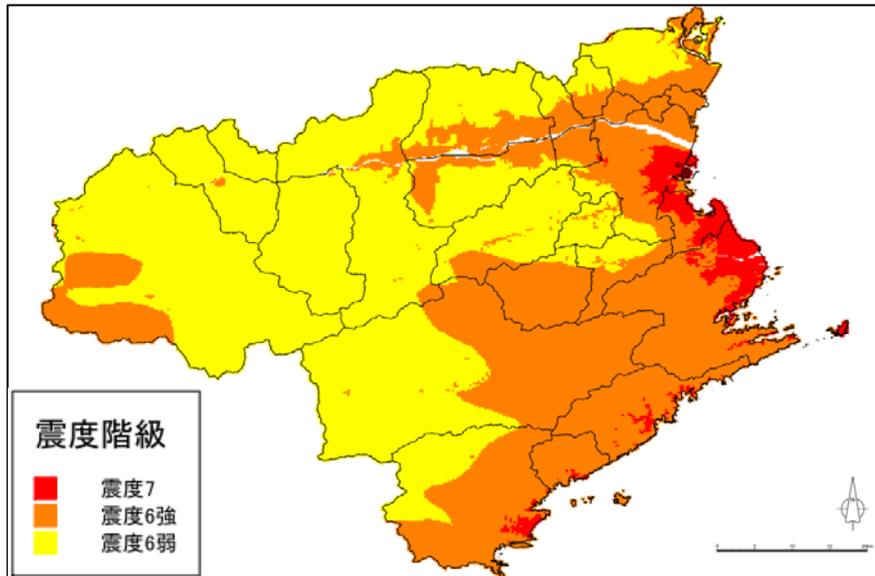
領域又は地震名	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率
		30年以内
南海トラフの地震	M8～M9クラス	70%程度

『南海トラフ巨大地震』とは、『南海トラフの地震』のうち、東海～日向灘のすべての震源域で同時に地震が発生する「最大クラスの地震・津波」を想定したものです。

## 1) 震度分布

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、県内の震度は全域で震度6弱から震度7と予測され、鳴門市内では震度6弱から6強と予想されています。

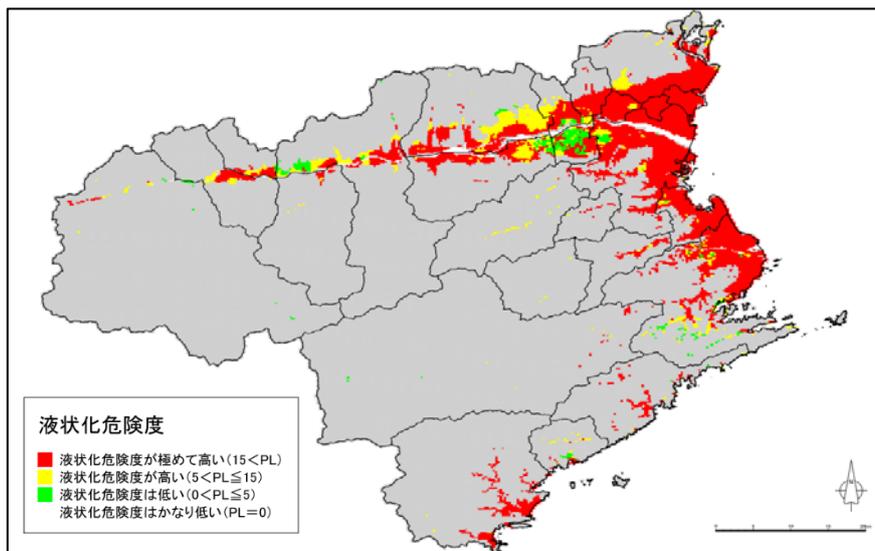
図2-2 南海トラフ巨大地震による震度分布



## 2) 液状化危険度分布

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、沿岸部及び吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高いと予測されています。

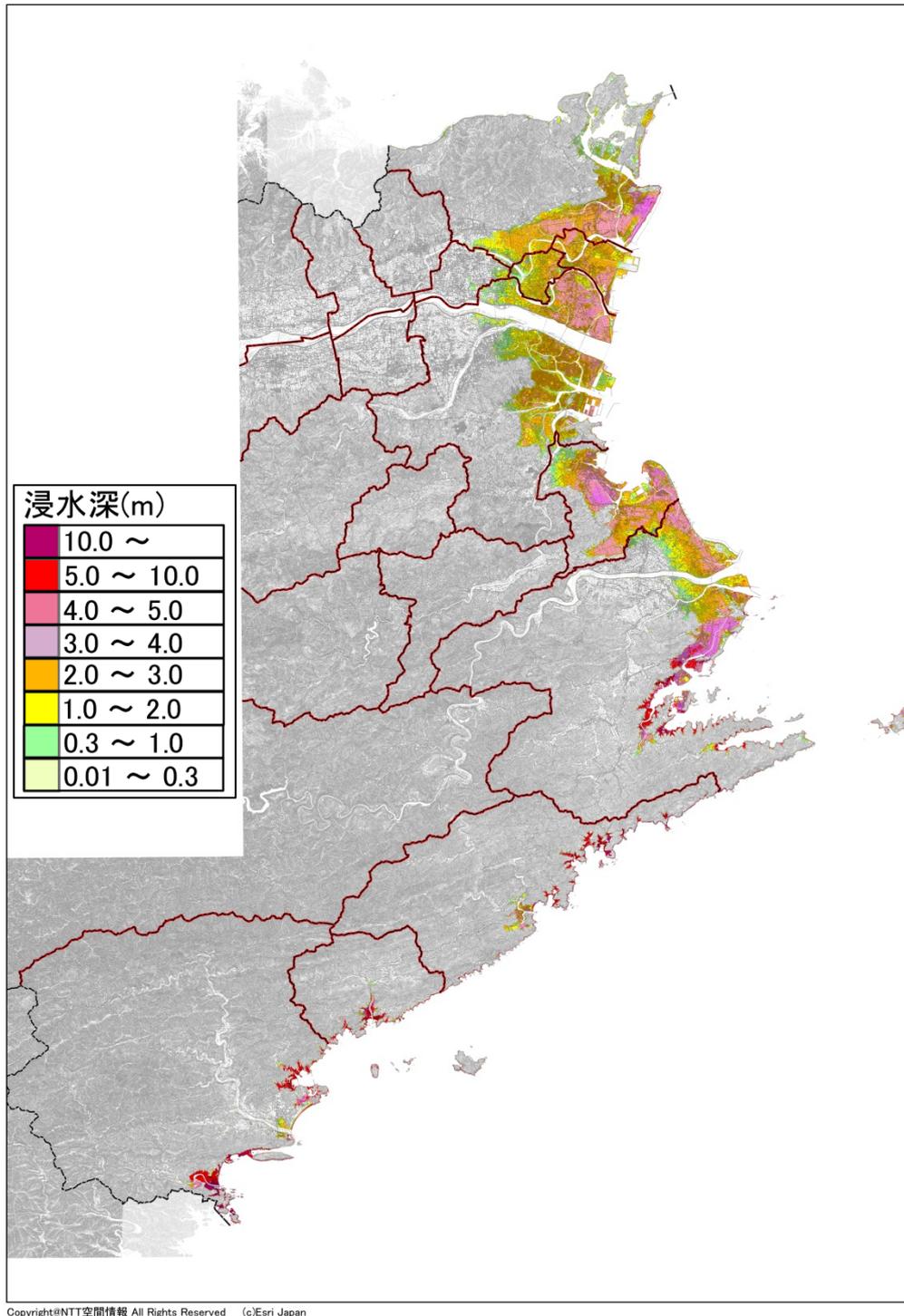
図2-3 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布



### 3) 津波浸水想定

「徳島県津波浸水想定」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、県内では広い地域で津波浸水が予測され、鳴門市内の浸水域は35.3 km<sup>2</sup>と予想されています。

図2-4 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定



#### 4) 被害想定

##### ① 人的被害

[徳島県全域の被害想定]

南海トラフ巨大地震では、多くの人々が住宅内にいる冬深夜に人的被害が最大となり、死者は約31,300人、負傷者は約19,400人となります。

表2-2 要因別人的被害予測結果概数(南海トラフ巨大地震)  
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」より

季節時刻	要因	揺れ	急傾斜地	津波	火災	ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	死者	3,900	30	26,900	470	0	31,300
	負傷者	18,300	40	310	800	0	19,400
	重傷者	5,600	20	100	220	0	5,900
夏12時	死者	2,400	20	21,800	570	10	24,800
	負傷者	13,100	30	40	1,100	520	14,800
	重傷者	3,600	10	20	300	180	4,100
冬18時	死者	2,800	20	20,900	920	30	24,700
	負傷者	13,600	30	50	1,400	1,100	16,200
	重傷者	3,900	20	20	400	370	4,700

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

[鳴門市の被害想定]

県全域と同様に、多くの人々が住宅内にいる冬深夜に人的被害が最大となり、死者は約2,700人、負傷者は約1,100人と予想されています。

表2-3 要因別人的被害予測結果概数(南海トラフ巨大地震)  
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」より鳴門市を抜粋

季節時刻	要因	揺れ	急傾斜地	津波	火災	ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	死者	190	-	2,500	-	0	2,700
	負傷者	1,100	-	30	10	0	1,100
	重傷者	260	-	10	-	0	280
夏12時	死者	110	-	2,100	-	-	2,200
	負傷者	670	-	30	30	30	760
	重傷者	150	-	-	-	10	180
冬18時	死者	140	-	2,100	10	-	2,200
	負傷者	750	-	30	40	70	900
	重傷者	170	-	10	10	30	220

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(-)印は若干名を示す。

## ② 建築物被害

[徳島県全域の被害想定]

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によると、建築物被害の要因は下表の分類に分けられ、「冬深夜」「夏12時」「冬18時」において建物被害（全壊）の状況を示しています。

南海トラフ巨大地震では、「揺れ」「液状化」「急傾斜地」「津波」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数を示しています。しかし、「火災」被害において、冬18時発生の場合の被害が他よりも多くなり、結果としてこの時期の全体被害が約116,400棟で最も大きくなります。

要因ごとの被害数を冬18時の場合で比較すると、揺れによる被害が約60,900棟で最も多く、次いで津波による被害の約42,300棟、火災による被害の約12,300棟、液状化による被害の約540棟、急傾斜地（山・がけ崩れ）による被害の約360棟の順になります。

表2-4 要因別建物被害棟数(全壊)(南海トラフ巨大地震)  
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」より

要因	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
時期						
冬深夜	60,900	540	360	42,300	5,500	109,600
夏12時	60,900	540	360	42,300	9,300	113,400
冬18時	60,900	540	360	42,300	12,300	116,400

単位(棟)

[鳴門市の被害想定]

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」によると鳴門市の建築物被害想定は下表のようになっており、徳島県全域と同様に「火災」被害において、冬18時発生の場合に他よりも多くなり結果として全体被害が最大と予想されています。

表2-5 要因別建物被害棟数(全壊)(南海トラフ巨大地震)  
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」より鳴門市を抜粋

要因	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
時期						
冬深夜	2,900	60	30	8,600	80	11,600
夏12時	2,900	60	30	8,600	230	11,800
冬18時	2,900	60	30	8,600	350	11,900

単位(棟)

## 【2】耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定

住宅と特定建築物に分けて設定します。

### (1) 住宅

#### 1) 耐震化の現状

平成20年住宅・土地統計調査報告(総務省統計局)によると、本市の住宅の耐震化の状況は、下表のとおり、居住世帯のある住宅21,480戸のうち、耐震性があると推計される住宅は14,870戸で耐震化率は69.2%となっています。

#### 2) 耐震改修等の目標の設定

南海地震による人的被害を低減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があるため、住宅耐震化の緊急性に鑑み平成32年度末までに耐震化率を100%にすることを目標とします。

表 2-6 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位: 戸)

区分	昭和56年 6月以降 の住宅 ①	昭和56年 5月以前 の住宅 ②		住宅総数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④	耐震化の 目標 (%) (平成32年度末)
		うち耐震性なし	うち耐震性有③				
木造	8,290	6,680		14,970	9,092	60.7%	100%
		5,878 ※10					
		802					
非木造	4,390	1,800		6,190	5,758	93.0%	100%
		432 ※11					
		1,368					
合計	12,700	8,480		※12 21,480	14,870	69.2%	100%
		6,310					
		2,170					

※平成20年度住宅土地統計調査より

なお、本市の木造住宅耐震化支援事業の実績は下表のとおりです。

表 2-7 鳴門市木造住宅耐震化支援事業の実績

事業名	H16	H17	H18	H19	H20
木造住宅耐震診断支援事業	100	90	44	136	80
	H21	H22	H23	H24	合計
	200	255	250	174	1,329

単位(戸)

事業名	H16	H17	H18	H19	H20
木造住宅耐震改修支援事業	—	—	5	10	12
	H21	H22	H23	H24	合計
	5	12	7	7	58

単位(戸)

事業名	H16	H17	H18	H19	H20
簡易耐震リフォーム支援事業	—	—	—	—	—
	H21	H22	H23	H24	合計
	—	—	23	19	42

単位(戸)

## (2) 特定建築物

### 1) 耐震化の現状

鳴門市内における特定建築物<sup>※10</sup>の耐震化の現状は、次頁の表のとおりです。本市内の特定建築物の棟数は255棟で、そのうち耐震性があると確認されている建築物が149棟あり、耐震化率は58.4%となっています。

※10：次頁の表に示す建物用途で階数3以上かつ延床面積1,000㎡以上の建物

ただし、体育館(一般の用に供されるもの)は、階数1以上かつ延床面積1,000㎡以上の建物、老人ホーム・老人福祉施設等は階数2以上かつ延床面積1,000㎡以上の建物、幼稚園・保育所は階数2以上かつ延床面積500㎡以上の建物、また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、階数・面積の規定はありません。

表 2-8 特定建築物の耐震化の現状（平成25年（2013年）3月現在）

建物用途	棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率 (%)
		1981年 以前	1982年 以降	小計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	30	14	4	18	60.0%
上記以外の学校	0	0	0	0	—%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	2	0	1	1	50.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	0	—%
病院・診療所	22	0	14	14	63.6%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	2	0	0	0	0.0%
集会場、公会堂	1	0	1	1	100.0%
展示場	0	0	0	0	—%
卸売市場	0	0	0	0	—%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	7	0	4	4	57.1%
ホテル、旅館	15	0	12	12	80.0%
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	59	12	22	34	57.6%
事務所	15	0	10	10	66.7%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	4	0	3	3	75.0%
幼稚園、保育所	11	0	5	5	45.5%
博物館、美術館、図書館	2	0	1	1	50.0%
遊技場	0	0	0	0	—%
公衆浴場	0	0	0	0	—%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1	0	0	0	0.0%
工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）	29	0	16	16	55.2%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	—%
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0	0	0	0	—%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	13	1	7	8	61.5%
<b>小 計</b>	<b>213</b>	<b>27</b>	<b>100</b>	<b>127</b>	<b>59.6%</b>
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	42	0	22	22	52.4%
<b>小 計</b>	<b>42</b>	<b>0</b>	<b>22</b>	<b>22</b>	<b>52.4%</b>
<b>合 計</b>	<b>255</b>	<b>27</b>	<b>122</b>	<b>149</b>	<b>58.4%</b>

※国、県の施設は含まない。

## 2) 耐震改修等の目標の設定

前頁表の特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす「4用途」の建物（学校、病院、庁舎、公営住宅）については、下表のとおり具体的な目標を設定します。（民間建築物を含む）

表 2-9 特定建築物の耐震化の目標

建物用途	全棟数	平成25年(2013年)3月現在		耐震化率の目標 (平成32年度末)
		耐震化済棟数	現状の耐震化率	
学校	30	18	60.0%	100%
病院	22	14	63.6%	
庁舎	14	8	57.1%	
公営住宅	14	14	100.0%	
計	80	54	67.5%	

## 【3】市有建築物の耐震化の目標

### (1) 耐震化の現状

#### 1) 防災拠点となる市有施設

防災拠点となる市有施設<sup>※1</sup>は、63施設69棟で、そのうち、耐震性有りと確認されている建築物は28棟あり、平成25年3月現在で耐震化率は40.6%となっています。

表 2-10 防災拠点となる市有施設の耐震化の現状（平成25年(2013年)3月現在）

区分	施設数	棟数	建築年		耐震改修	耐震化済	耐震化率(%)
			昭和56年 (1981年)以前	昭和57年 (1982年)以降			
①指揮・情報伝達施設	14	16	7	9	3	12	75.0%
②避難所(地震)指定施設	49	53	37	16	0	16	30.2%
合計	63	69	44	25	3	28	40.6%

①の数値は②を兼ねる（重複する）施設を除いた数値を示す。

耐震改修等の棟数には、耐震診断の結果、耐震性有りと確認された建築物を含む。

※11：構造及び規模

非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積200㎡を超えるもの。  
(建築基準法第20条第2号に定める構造計算による安全性の確認義務が課せられる建築物)

## (2) 耐震化の目標

### 1) 防災拠点となる市有施設

防災上重要な拠点となる市有施設をはじめ全ての市有施設の耐震化を目指します。

なお、施設のあり方の検討結果など、今後の状況変化に的確に対応するため、対象施設、完成予定時期等について、適宜必要な見直しを行います。

表 2-1 1 防災拠点となる市有施設耐震化計画

区 分			棟数
防災拠点等となる市有施設			69棟
内 訳	うち、耐震化の検討を要する施設 (昭和56年(1981年)以前の建築施設)		44棟
	改修不要の施設	改修済み(改修不要)	1棟
		改修済み	2棟
	現有施設の耐震化を図る施設(耐震化計画対象施設)		41棟
	改築予定又は廃止(統合)等あり方検討中		0棟

### 2) その他の市有施設

その他の市有施設についても、その施設の使用状況を勘案の上、必要に応じて耐震化を図るものとします。

## 【4】公共建築物の耐震化の情報開示

市内の学校、病院及び庁舎等の公共建築物の耐震化については、今後もその実態把握に努めるとともに、県や関係団体で足並みを揃え、原則として公表することとします。

### 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

#### 概要

##### 【1】耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震診断・耐震改修を促進するため、本市と徳島県の役割を明確にし、徳島県及び関係団体と連携して円滑な対策の実施促進に努めます。

##### 【2】耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

徳島県や関係団体と連携を図りながら、国の補助制度、徳島県及び本市の助成事業等を活用して地震時の災害予防に努めます。

##### 【3】安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

相談窓口を設置するとともに、ウェブサイト、広報誌及びパンフレット等を活用して情報の提供に努めます。

##### 【4】地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

徳島県や関係団体と連携を図りながら、ガラス等の落下防止対策、ブロック塀等の耐震対策、家具等の転倒防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等についての普及・啓発に努めます。

##### 【5】要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

耐震改修促進法附則第3条第1項に基づき、耐震診断が義務化された建築物は、不特定多数の者が利用する建築物等で大規模なものであり、倒壊した場合の人的被害や周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、耐震化対策が円滑に行われるよう、所有者に対して、支援制度、耐震診断の基準や改修の工法等必要な情報提供に努めます。

##### 【6】地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、病院や官公署などの地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物について、耐震改修促進計画において指定することにより耐震診断を義務付けられ、地震時における応急対策活動の中心となる施設の耐震性の確保を図ります。

##### 【7】地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時に通行を確保すべき道路について、沿道の敷地が接する通行障害既存不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、鳴門市地域防災計画に定められた緊急輸送道を位置づけ、その沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を図ります。

##### 【8】優先的に耐震化すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、消防本部・分署、公民館、避難所となる学校・体育館等で特に重要な既存建築物及び公営住宅とします。

##### 【9】重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、耐震性の低い建物が密集している地域、不特定多数の人が集まる地域、緊急輸送路の沿道地域及び広域避難地周辺地域とします。

## 【1】耐震診断・耐震改修に係わる基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として取組むことが不可欠です。こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度構築などの必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とします。

### （1）本市の役割分担

「耐震改修促進計画」の策定は、改正法第6条第1項において、国の基本方針や徳島県が定める耐震改修促進計画を勘案して定めるよう努めることになっています。

本市の「耐震改修促進計画」の策定にあたっては、地域の状況を踏まえ、減災に必要な事項について定めることとします。

### （2）本市が行う施策

徳島県や関係団体と連携を図りながら、次のような施策に取り組めます。

#### 1) 耐震改修促進計画の策定と見直し

- ① 耐震化率の目標設定
- ② 5年毎の耐震化進捗率の把握と目標値の見直し

#### 2) 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会等との連携

- ① 徳島県、県内各市町村及び各関係団体との連携
- ② 市内各団体への情報提供

#### 3) 本計画に定められた耐震化率の目標を踏まえた耐震改修等の実施

- ① 市有建築物の耐震診断・改修の計画的な実施
- ② 民間建築物の耐震診断・改修実施の支援

#### 4) 相談体制の整備、情報提供の充実を図り、市民意識の向上を図る

- ① 相談窓口の設置
- ② パンフレットの作成・配布、その他広報活動
- ③ 建築物耐震相談所（(一社)徳島県建築士事務所協会開設）の紹介
- ④ 講習会の実施
- ⑤ ハザードマップの作成・配布
- ⑥ 耐震診断・改修に関する専門家の派遣

#### 5) 地震時の総合的な安全対策

- ① ガラスや外装タイルの落下防止対策の普及・啓発
- ② 既存コンクリートブロック塀等の耐震対策の普及・啓発
- ③ 家具等転倒防止対策の普及・啓発
- ④ エレベーターの閉じこめ防止対策の普及・啓発
- ⑤ 天井材の落下防止対策の普及・啓発

### **(3) 重点的に耐震化すべき地域・建築物の考え方**

#### **1) 地域**

南海トラフ巨大地震では、老朽化した木造住宅の密集する地域で大きな被害が予想されることから、耐震性の低い建物が密集する地域、多くの市民が集まる区域等では、重点的に耐震化を推進していきます。

また、中心市街地は仕事や娯楽で不特定多数の人が集まることから、建築物の耐震化等により「災害に強い街づくり」を推進していきます。

#### **2) 建築物**

##### **① 市有建築物**

本市が所有する公共施設の多くは、市民の多くの利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難場所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことが求められています。

このため、「防災上重要な建築物」の耐震化については、災害対策として迅速かつ正確な情報伝達と適切な行動への指示などの防災活動が円滑に遂行できるよう、防災上重要な建築物として位置づけ、重点的に耐震化を推進していきます。

##### **② 民間建築物**

公共建築物と同様に、民間の防災上重要な建築物と考えられる病院、ホテル及び集会所など不特定多数の人が利用する建築物の耐震化については、徳島県と連携し建築物の所有者等に対し、耐震性の調査などの必要な対策を講じるよう普及・啓発に努めます。

また、木造住宅の耐震化については、耐震診断及び耐震改修等の重要性について広く市民の認識を深めていくとともに、耐震化の促進を図っていきます。

### **(4) 優先的に耐震化を図る公共建築物の選定方針**

「特定建築物」については、不特定多数の人が利用する建築物であり、地震発生時に利用者の安全を確保する必要があることから、官民を問わず建物の早急な耐震化を目指します。中でも、学校、病院、庁舎及び公営住宅については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から具体的な耐震化の数値目標を定め、より迅速な建物の耐震化を目指します。

## (5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定方針

地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することに最優先で取り組むこととし、改正法第5条第3項第2号及び第3号に基づく「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、徳島県耐震改修促進計画において定められている徳島県地域防災計画の「第1次輸送確保路線」に合わせて、鳴門市地域防災計画(共通対策編)において定められている緊急輸送路を位置づけます。

これにより、一定規模要件に該当する沿線の建物の耐震化を促進し、災害時にこれらの建物の倒壊を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。

## 【2】耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

### (1) 本市の支援策

徳島県や関係団体と連携を図りながら、国・徳島県・本市の各種の助成・支援事業等を活用して建物の耐震化を目指し、建物の条件ごとに以下のような支援策を講じて地震時の災害予防に努めます。なお、この支援内容については、鳴門市公式ウェブサイトで公表しています。

#### 1) 木造住宅耐震化促進事業

##### 【木造住宅耐震診断補助】

##### ① 対象住宅：次の要件をすべて満たす市内の木造住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（プレハブ住宅、ツーバイフォー工法の住宅は除く）
- ・現在居住、または改修後居住する予定の者が存在する住宅
- ・地階を除く階数が3以下の建物（併用・共同住宅、借家を含む）
- ・固定資産税および市民税の滞納のない方の所有する住宅

##### ② 申し込みできる方

- ・対象となる住宅の所有者または居住者（所有者、居住者全員の同意が必要）

##### ③ 申し込み期間

- ・別途定める期間とします。

##### ④ 診断費用

- ・自己負担金1,500円（共同住宅3,000円）

※耐震診断費用33,000円のうち、自己負担金を除き残りは市が補助します。

##### ⑤ 診断方法

- ・(一社)徳島県建築士事務所協会から派遣された耐震診断員による実地調査。

##### ⑥ 申し込み先

- ・市役所まちづくり課（電話088-684-1164）

##### 【耐震改修工事補助】

##### ① 対象住宅：次の要件をすべて満たす市内の木造住宅

- ・現在居住している住宅
- ・市が実施した木造住宅耐震診断を受け、総合評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）と診断された住宅
- ・総合評点が1.0以上となる耐震改修工事
- ・市税の滞納のない方が所有する住宅（法人代表者は法人市民税も含む）
- ・県木造住宅耐震化促進技術委員会（以下技術委員会）が承認した耐震改修工事
- ・各年3月31日までに工事が完成する耐震改修工事および耐震改修関連工事  
※耐震改修工事と同時にを行う家具転倒防止対策のための下地補強工事や、コンクリートブロック塀撤去工事など、減災に寄与する耐震改修関連工事も補助の対象となります。

## ② 申し込み対象者

- ・対象となる住宅の所有者（住宅の所有者と親子関係にある者など、市長が特に認めた者）
- ・前年度の総所得額が1,200万円（給与収入のみの場合は14,421,053円）未満の者

## ③ 申し込み期間

- ・別途定める期間とします。

## ④ 申請に必要な書類

- ・改修計画書（関連添付書類等を含む）
- ・耐震診断報告書（写し）
- ・改修後耐震診断計算書
- ・見積書
- ・耐震計画内容を示した配置図、平面図等（改修部分の断面図等を含む）
- ・所得証明書

## ⑤ 補助対象経費

- ・改修工事および耐震改修関連工事のうち、耐震改修に要する工事費の3分の2以内（上限60万円）

※確実に耐震性能を向上させるため、派遣された耐震改修アドバイザーが、改修計画書の確認や中間確認、完了確認を行う。

## ⑥ 申し込み先

- ・市役所まちづくり課（電話088-684-1164）

### 【簡易耐震リフォーム補助】

#### ① 対象住宅：次の要件をすべて満たす市内の木造住宅

- ・現在居住している住宅
- ・市が実施した耐震診断で上部構造評点が1.0未満の住宅（昭和56年5月31日以前に着工された住宅）
- ・県の住まいの安全・安心なリフォーム支援事業補助金を同時に受けるもの
- ・県内に本店を有する建設業者等が施工する工事等
- ・市税の滞納のない方が所有する住宅（法人代表者は法人市民税も含む）
- ・各年3月25日までに工事が完成する工事

(簡易な耐震化工事)

※イを必ず実施したうえで、ロ～ホの工事が対象

イ. 高さ1.5m以上の家具を固定

ロ. 評点0.7未満：評点0.7以上とする耐震補強工事

ハ. 評点0.7以上：評点を向上させる耐震補強工事

ニ. 耐震ベッドまたは耐震シェルターを設置する工事

ホ. 上記ロ～ニに相当する工事

(エコ・リフォーム工事)

※上記の簡易な耐震化工事と併せて行うリフォーム工事が対象

イ. 省エネルギー化工事 (例：太陽光発電など)

ロ. バリアフリー化工事 (例：手摺設置など)

ハ. その他

## ②申し込み対象者

- ・対象となる住宅の所有者または居住者 (住宅の所有者と親子関係にある者など、市長が特に認めた者)
- ・耐震改修工事を受けていない者

## ③申し込み期間

- ・別途定める期間とします。

## ④申請に必要な書類

- ・事業実施計画書 (様式第2号) 及び補助金算定書 (様式第2号の2)
- ・工事見積書 (補助対象経費の内訳明細のあるもの) の写し
- ・申請者が補助対象住宅に居住していない場合にあつては、申請者と居住している者との関係を証する書類 (第2条第2項に係る場合は除く。)
- ・第2条第2項に係る場合にあつては、移住推進施策に資する住宅である旨の市町村の証明書 (様式第8号)
- ・県の住まいの安全・安心なリフォーム支援事業申請書の写し
- ・施工する建設業者等が市内業者であることを証明するもの
- ・住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真
- ・木造住宅耐震診断報告書の写し
- ・位置図及び工事予定箇所を明記した図面 (改修計画平面図)
- ・改修設計計算書

## ⑤補助対象経費

- ・耐震工事及びリフォーム工事の工事費の4分の1以内 (上限10万円)

## ⑥申し込み先

- ・市役所まちづくり課 (電話088-684-1164)

## (2) 徳島県の支援策

徳島県の支援策は、下記のとおり、徳島県のウェブサイトにおいて「徳島県耐震改修促進計画」の中で公表されています。

表3-1 徳島県耐震化支援策 徳島県ウェブサイト等より

①木造住宅耐震診断支援事業 (H16～)		
耐震診断	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年5月31日以前に着工した木造住宅（一部市町村は昭和56年5月31日以前に着工）</li> <li>3階建てまで</li> <li>在来軸組構法、伝統的構法で建てられたもの（プレハブ、枠組壁工法、丸太組工法は除く）</li> <li>現在も居住している住宅（改修後居住する予定の住宅も含む）</li> <li>併用住宅、共同住宅、長屋、借家も含む</li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>33,000円（戸建の場合）</li> <li>国、県、市町村が30,000円を負担（一部市町は全額負担）</li> </ul>
②木造住宅耐震改修支援事業 (H16～)		
耐震改修	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県に登録された耐震診断員が実施し、技術委員会の審査により認められた耐震診断で、改修前の評点が0.7未満のもの</li> <li>平成12年5月31日以前に着工した木造住宅（一部市町村は昭和56年5月31日以前に着工）</li> <li>改修後の評点が1.0以上</li> <li>「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録した者が施工</li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修工事費の2/3を県と市町村が補助</li> <li>県と市町村で最大60万円/戸（上乘せ補助を行う市町村もあり）</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な耐震改修工事が行われるよう耐震改修アドバイザーを派遣</li> <li>派遣費用40,000円は国、県、市町村で全額負担</li> </ul>
③住まいの安全・安心なリフォーム支援事業 (H23～)		
簡易な耐震補強工事	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年5月31日以前に着工した木造住宅</li> <li>徳島県に登録された耐震診断員が実施し、徳島県木造住宅耐震化促進技術委員会の審査により認められた耐震診断で、「倒壊する可能性がある」（評点が1.0未満）もの</li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事費用（税込）の1/2を県が補助</li> <li>40万円が上限（上乘せ補助を行う市町村もあり）</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化と併せて行う省エネ化、バリアフリー化などのリフォーム工事も補助対象</li> </ul>
④民間建築物耐震化支援事業 (H17～)		
耐震診断	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たす共同住宅及び建築物</li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者負担：診断費用の1/3</li> <li>補助率：国1/3 県1/6 市町村1/6</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の場合に事業者負担の軽減あり</li> <li>要緊急安全確認大規模建築物の場合</li> <li>要安全確認計画記載建築物（緊急輸送道路沿道）の場合</li> </ul>
耐震改修	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たし、耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物</li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者負担：耐震改修工事費の77.0%</li> <li>補助率：国11.5% 県5.75% 市町村5.75%</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の場合に事業者負担の軽減あり</li> <li>要緊急安全確認大規模建築物の場合</li> <li>緊急輸送道路沿道建築物の場合</li> <li>密集市街地、津波浸水区域内の避難路沿道建築物の場合</li> <li>避難所として地域防災計画に位置づけられている建築物の場合</li> </ul>
建替え	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>要緊急安全確認大規模建築物</li> </ul>
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者負担：建替え工事費の55.2%</li> <li>補助率：国33.3% 県5.75% 市町村5.75%</li> </ul>

⑤老朽危険空き家除却支援事業（H25～）		
除却	対 象	・倒壊すれば前面道路を1/2以上閉塞し、避難等に支障をきたす恐れがある老朽化した危険な空き家（これ以外の空き家を対象としている市町村あり）
	費 用	・空き家の除去工事費に対して県と市町村が補助 ・補助率：1/2～4/5（市町村によって異なる） ・補助限度額：30万円～80万円（市町村によって異なる）

⑥住宅耐震改修促進税制（H18～）		
所得税の特別控除制度	対 象	平成29年12月31日までに、評点1.0以上となる耐震改修工事を行った住宅の居住者
	控除額	耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税から控除
固定資産税の減額措置	対 象	平成27年12月31日までに評点1.0以上となる50万円超（H24年度中契約の工事なら30万円以上）の耐震改修工事を行った住宅
	控除額	翌年度分の固定資産税について1/2に減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る）

### 【3】安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### （1）相談窓口の設置

「耐震化に関する相談窓口」を設置して市民の相談に応じ、耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。また、必要に応じて県の相談窓口や（一社）徳島県建築士事務所協会が開設している「建築物耐震相談所（相談料無料）」を紹介し、市民の相談に応じていきます。

#### （2）市民への情報提供

##### 1）ウェブサイトやパンフレット等による周知活動

鳴門市公式ウェブサイトや広報誌を活用し、南海トラフの地震、南海トラフ巨大地震発生の周知、耐震診断や耐震改修の進め方、支援制度を紹介するとともに、これらに関するパンフレット等を耐震相談窓口で常備して市民への情報提供を行っていきます。

##### 2）優良技術者・優良事業者の紹介

徳島県においては、「木造住宅耐震改修施工者向け講習会受講者名簿」を作成し、ウェブサイト上や相談窓口で公開し、事業者の紹介を行っています。

##### 3）木造住宅耐震診断戸別訪問の実施

対象：昭和56年以前の木造住宅

内容：戸別に訪問し耐震診断・耐震改修についての流れ及び補助制度についての説明等を行い、耐震診断の申し込み受けを行う。（平成19年8月より実施）

## 【4】地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

### （1）事前対策

平成17年（2005年）3月発生の福岡県西方沖地震・同年8月発生の宮城県沖地震の被害状況から、窓ガラスの飛散対策・ブロック塀の安全対策・家具等転倒防止対策・エレベーターの閉じこめ防止対策、また、平成23年（2011年）3月発生の東日本大震災の被害状況から、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されています。

このため、徳島県と連携し、被害の発生する恐れのある建物等を把握するとともに、建築物所有者に必要な対策を講じるよう普及・啓発に努めていきます。

#### 1）ガラスや外装タイルの落下防止対策

道路に面している建築物の所有者は、外装タイル・窓ガラス等の落下防止に努めるものとします。また、通学路に面する3階以上の建築物の所有者は、点検を実施し安全性の確保を図るものとします。

#### 2）既存コンクリートブロック塀等の耐震対策

ブロック塀の所有者の自主的な安全点検及び耐震性の確保については、建築基準法に適合したものとすよう、広報誌やウェブサイトを活用し、普及・啓発に努めていきます。

特に、通学路沿いのブロック塀の所有者に対しては、定期的な点検と補強を呼びかけていきます。

#### 3）家具等転倒防止対策

住宅・事務所等の建物内の家具・電気製品等の地震時における転倒・移動による被害を防止するための適正な対策や転倒防止方法等について、広報誌・パンフレット等により市民への普及・啓発を図っていきます。

市では、震災時の家具転倒事故などを防止するために、一定の条件を満たす世帯に対して家具の転倒防止器具の設置を平成22年5月から無料で行っています。より多くの市民の皆さんに利用していただき、地震による被害を少なくするため、さらに見直し、対象世帯に未就学児がいる世帯を追加し、平成24年5月から下記のとおりとしました。

##### 【対象世帯】

- ① 65歳以上の方がいる世帯
- ② 要支援・要介護のいずれかの認定を受けた方がいる世帯
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ④ 療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ⑥ 未就学児がいる世帯

※ 1世帯1回に限ります。

#### 4) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成17年(2005年)7月発生の千葉県北西部地震(マグニチュード6.0)において、エレベーターの閉じ込め事故があり、東京・千葉・埼玉・神奈川で地震時管制運転装置を備えたエレベーター総数の約44%に相当する約64,000台のエレベーターが運転休止となりました。これらのエレベーターの点検や復旧作業に約24時間を要し、乗客の閉じ込めは78台、救出要請46件、故障・損傷は44台(うち19台は脱線)に及んだトラブルが発生しています。

この教訓を受け、国において「社会資本整備審議会建築部会建築物等事故・災害対策部会」で地震対策が検討されております。国等の今後の動向を踏まえ、徳島県と連携しながら、地震対策を講ずるよう啓発していきます。

#### 5) 天井材の落下防止対策

平成23年(2011年)3月発生の東日本大震災における体育館等の大空間建築物において天井が落下する被害や、平成15年(2003年)8月発生の十勝沖地震における釧路市(震度5強)の空港ターミナルなど、比較的広い天井面を覆う天井材が落下したことを受け、大規模空間を持つ建築物の天井について、落下防止対策の技術的助言<sup>※16</sup>が示されています。これを踏まえ、徳島県と連携して所有者・管理者に対し、上述の技術的助言の普及に努めていきます。

※12：日本建築学会「天井等の非構造材の落下事故防止ガイドライン」2013年3月4日  
第3章解説3.5 既存建物の改修

### (2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要となった場合は、本市は、判定実施本部等を設置し、応急危険度判定を実施するとともに、不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受入れなど必要な措置を講じます。

また、被災建築物の被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分度判定基準及び復旧技術指針」((財)日本建築防災協会)に基づき、家屋の応急復旧を行うよう指導していきます。

### 【5】要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

不特定多数の者が利用する建築物等で大規模なものは、倒壊した場合の人的被害や周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、耐震改修促進法附則第3条第1項に基づき、耐震診断が義務化されています。

当該建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を「平成27年12月31日」までに所管行政庁に報告しなければなりません。

また、報告を受けた所管行政庁は、同条第3項に基づき、当該報告の内容を公表しなければならないとなっています。

本市では県と協力し、これらの耐震化対策が円滑に行われるよう、所有者に対して支援制度の情報提供に努めるとともに、耐震診断の基準や改修の工法等についての必要な相談に応じられる体制の強化を図ります。

また、耐震診断の結果の公表については、報告に係る建築物の用途ごとに一覧できるように取りまとめ、ウェブサイトの利用その他の適切な方法により行います。

## 【6】地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定めるべき、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、地震時における応急対策活動の中心となる施設や避難所となる施設等（既存耐震不適格建築物で地震に対する安全性が明らかでないものに限る）です。

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として県の耐震改修促進計画で指定され、地震時における応急対策活動の中心となる施設等の建築物について耐震性の確保を図ります。

また、その耐震診断結果の報告期限は、「平成28年3月31日」とします。

## 【7】地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

### （1）地震発生時に通行を確保すべき道路

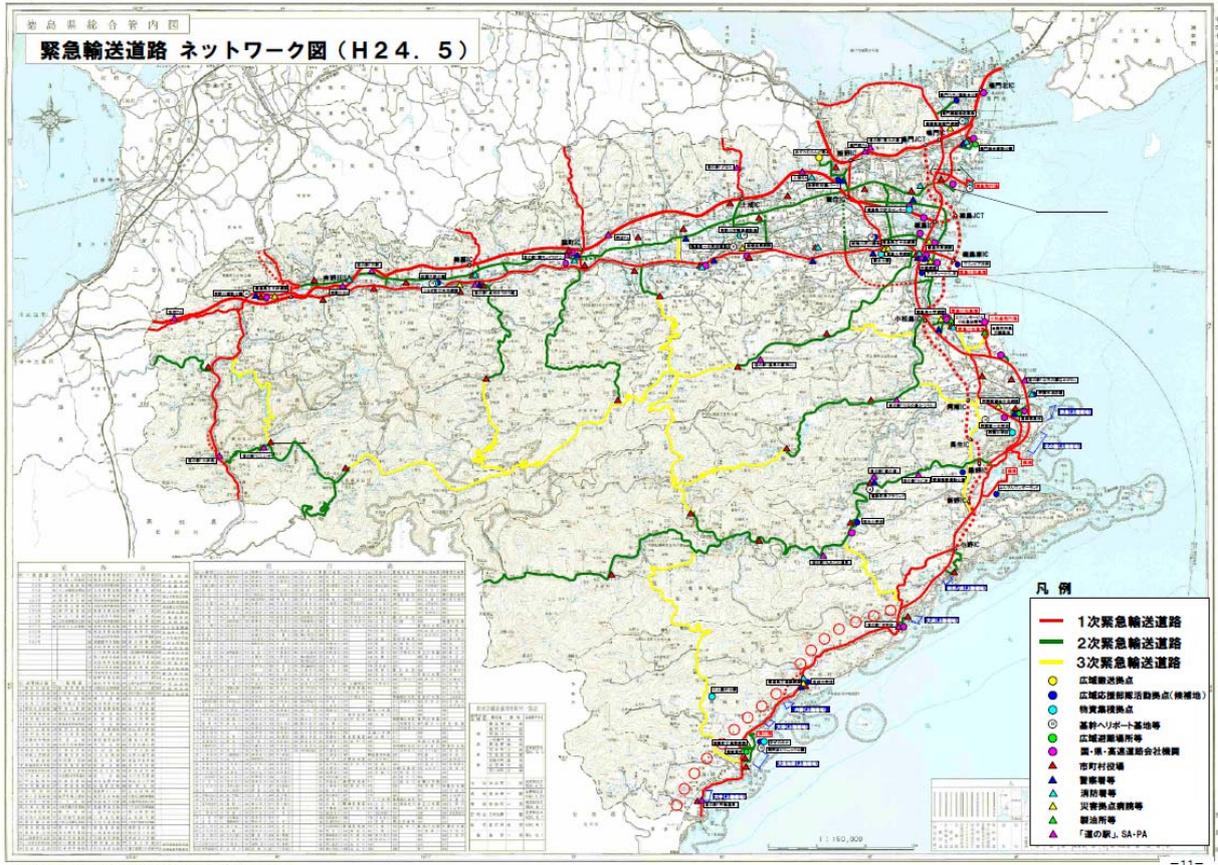
改正法第6条3項2号に基づき、沿道の敷地が接する通行障害既存不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、鳴門市地域防災計画において定められた緊急輸送道路を位置づけ、その沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を図ります。

また、同法第5条第3項第2号に基づき、徳島県耐震改修促進計画に位置づけられた沿道の通行障害既存不適格建築物の耐震診断を義務化する路線のうち本市については、表3-2に掲げる路線が位置づけられています。

表 3-2 沿道の通行障害不適格建築物の耐震診断を義務化する路線

路線名	区 間
国道11号	松茂町～香川県東かがわ市境

図 3-1 地震発生時に通行を確保すべき道路※



※徳島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成24年5月）徳島県緊急輸送道路整備計画等検討委員会より



## 【8】優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

### （1）市有施設

本市では、これまでも市有施設の耐震化の向上に努めてきましたが、今後優先的に着手すべき建築物として以下のとおり定めます。

- ・地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる庁舎、消防署、避難所となる公民館や体育館などの防災上重要な建築物。
- ・多数の人が利用する学校や公営住宅などの建築物、倒壊した場合に道路を閉塞し円滑な避難を妨げる恐れがある建築物など、耐震改修促進法に定められている特定建築物。

## 【9】重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次の地域を設定します。

- ・耐震性の低い建物が密集している地域
- ・不特定多数の人が集まる地域（特定建築物が集積した地域）
- ・緊急輸送道路の沿道地域
- ・広域避難地周辺地域

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 概 要

#### 【1】地震等ハザードマップの作成・公表

住民意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、「地震防災マップ」や「津波ハザードマップ」を作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所をウェブサイトで公表し、市民への防災情報の周知に努めています。

#### 【2】相談体制の整備及び情報提供の充実

相談窓口を設置して、木造住宅の耐震診断の申込み等の相談に対応していきます。

#### 【3】パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

広報誌やウェブサイトを活用して、耐震診断・耐震改修の啓発を行っていますが、市民の更なる意識の向上を目指し、今後とも、啓発パンフレットの配布等の周知活動を行っていきます。

#### 【4】リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

各種の相談会等でリフォームにあわせて耐震改修の啓発を行っており、今後このような取組みを継続的に行っていきます。

#### 【5】家具の転倒防止

地震災害時には、家具等の転倒による被害が想定されます。そこで建築物の耐震化の促進とともに、家具等の転倒防止対策を推進していきます。

#### 【6】自主防災組織、自治会等との連携

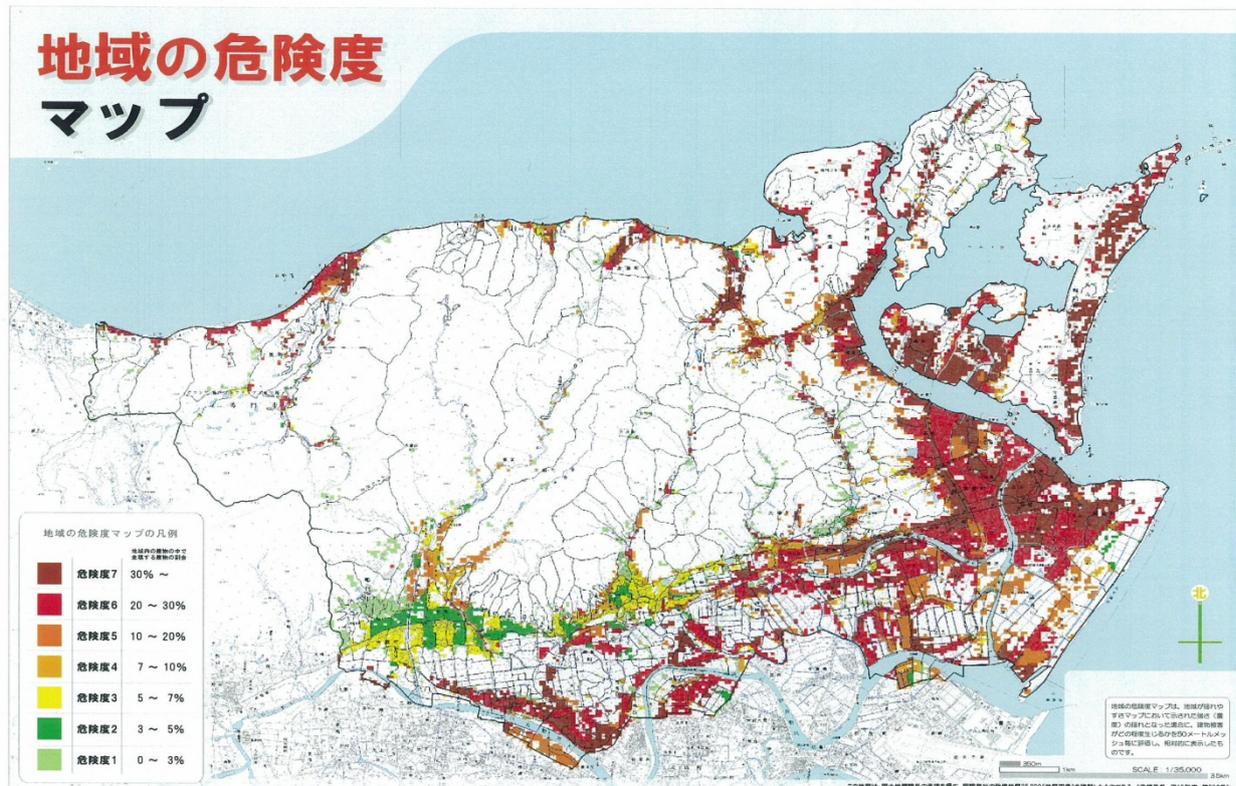
地震防災対策として、市内各地域の自治会、自主防災組織等と連携し、耐震診断又は耐震改修の必要性を地域住民に説明会等で啓発を行っていきます。

## 【1】地震等ハザードマップの作成・公表

市民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、ハザードマップを作成し地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておく必要があります。また、これを公表・配布することで災害時の避難や救助活動が的確に行えます。

本市では、「地震防災マップ」や「津波ハザードマップ」を作成し、ウェブサイトで公表して、市民への防災情報の周知に努めています。また、徳島県のウェブサイトで「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」（平成25年7月31日）、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」（平成25年11月25日）の結果が公開されています。

図 4-1 鳴門市の地域の危険度マップ



この地図は、本市が測量法第29条に基づき、国土地理院長の承認(承認番号 平成16総復第508号)を得て作成したものを転載したものです。



## 【2】相談体制の整備及び情報提供の充実

相談窓口を設置して、木造住宅の耐震診断の申込み等の相談に対応していきます。  
耐震診断・改修の住民の相談に対応するため、相談窓口の整備を進めます。

表 4-1 主な相談窓口

本市の相談窓口	
まちづくり課	088-684-1164
徳島県の相談窓口	
徳島県県土整備部住宅課 建築指導室耐震化担当	088-621-2598
徳島県建築士事務所協会	
建築物耐震相談所	088-652-5862 相談日：毎週水曜日 午後1時～5時まで

## 【3】パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

広報誌やウェブサイトを活用して、耐震診断・改修の啓発を行っていますが、市民の更なる意識の向上を目指し、今後とも、啓発パンフレットの配布等の周知活動を行っていきます。

## 【4】リフォームにあわせた耐震改修の誘導

各種の相談会等でリフォームにあわせて耐震改修の啓発を行っており、今後もこのような取り組みを継続的に行っていきます。

また、鳴門市が行っている「簡易耐震リフォーム支援事業」を活用した耐震化を促進するための啓発を行っていきます。

## 【5】家具の転倒防止

地震災害時には、家具等の転倒による被害が想定されます。そこで建築物の耐震化の促進とともに、家具等の転倒防止対策を推進していきます。

## 【6】自主防災組織、自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。市内には、自主防災組織<sup>\*13</sup>が各地域にあり、地域住民と連携した活動を継続的に行っていきます。

また、自治会等の住民団体や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のための説明会の開催などを行っていきます。

※13 各地区自主防災会、婦人防火クラブ、幼年・少年消防クラブなどがあり、自主防災会数は44団体で、組織率は100%である。

## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 【1】関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携

本市では、「鳴門市市有施設耐震化推進検討会」を設置して、耐震化の方策を検討しています。また、徳島県が設置している「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を通じ、徳島県、各市町村及び(社)徳島県建築士会、(一社)徳島県建築士事務所協会をはじめ、各関係団体との連携を深め、引き続き積極的な耐震化を推進していきます。

### 【2】その他

耐震改修促進計画は5年ごとに検証し、必要に応じて変更します。また、この計画を実施するにあたり、必要なことは別途定めます。